

令和7年度 第2回岡崎市入札監視委員会 定例会議 議事録

1 会議の日時 令和8年2月13日（金） 午後2時00分～午後3時00分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 702号室

3 出席委員 委員長 櫻井 敬子（弁護士）
（委員数3） 委員 太田 成紀（公認会計士）
委員 竹内 孝治（大学准教授）

4 出席した事務局職員

荻野契約課長

金原主幹、三島主任主査、岩井主任主査

高村主査、大竹主査、豊川主査

5 概 要

(1) 契約課長あいさつ

(2) 報告事項

- ・令和7年7月から12月までの入札及び契約手続の運用状況
- ・入札参加停止の運用状況一覧表（令和7年7月～12月）

(5) 抽出対象案件の審議

対象期間：令和7年7月～12月

- ・一般競争入札 5件
- ・指名競争入札 1件
- ・随意契約 3件

(4) その他

- ・次回の定例会議について
後日、調整することとなった。

＜主な質疑＞

質 問 ・ 意 見	回 答
【令和7年1月から6月までの入札及び契約手続の運用状況について】 ○工事の入札不調の傾向は。	○規模の大きい工事で、金額が折り合わないなどの理由により不調が生じていると考えられます。特に建築一式、電気、管工事で入札不調が目立っており、これらは民間需要のある業種であるため、利益の大きさの違いで公共工事が避けられている可能性があります。事業担当課では、設計書の作成に当たって見積等を精査していますが、実勢価格を適切に反映できないと、予定価格が低くなり入札不調が起こる要因になります。
【抽出案件の審議】 1 内水浸水詳細解析業務(岡崎市公共下水道区域) ○落札率が低く、参加者が2者と少ないが、本入札の特色、要因は何か。	○本業務は、雨水の公共下水道計画区域の一部において、5年及び30年確率降雨による浸水シミュレーションを行うものです。 令和3年の下水道法改正により、浸水想定区域の指定後には事業計画に計画降雨の追加が義務付けとなりました。今までは下水道区域一律での目標水準を決めていましたが、今後は地区ごとの浸水リスクを評価し、メリハリのある下水道の整備目標をきめ細やかに設定する必要があり、その検討のために詳細シミュレーションが必要となりました。 本業務では詳細シミュレーションモデルの作成及び一部排水区についてシミュレーションを行い、現況施設の能力評価を主目的として行うものです。 入札参加条件の設定に当たり、入札参加資格者名簿の業種登録が、「下水道登録」のうち、「県内登録で評定値が285点以上」であること、「令和2年1月1日（5箇年分）以降に完成させた浸水シミュレーション解析に関する業務で、請負金額4,000万円以上の実績があること」とし、管理技術者の要件と

して、「技術士、または、RCCM（シビル
コンサルタントマネージャー）」を有し、「令
和 2 年 1 月 1 日以降に完成させた浸水シ
ミュレーション解析に関する業務の実績がある
こと」としておりました。この条件に合致す
る業者は、15 者あることを確認しておりま
した。

入札参加者数は 2 者で、両者とも最低制限
価格と同額の入札となったため、くじ引きに
より日建技術コンサルタントが受注しまし
た。

一般競争入札で行っているにも関わらず、
入札参加者が少ない原因として考えられる
のは、背景として全国一斉に同業務を取り組
んでおり、浸水シミュレーションソフトの稼
働の制限又はコンサルタントの技術者不足
によるものと推察されます。

2 岡崎市民病院外壁タイル改修工事（南 棟）（週休 2 日）（岡崎市高隆寺町地内）

○落札率が高い要因は何か。

○岡崎市民病院は、建設後、約 26 年経過し
ている状況で、外部改修及び屋上改修が行わ
れておらず、外壁タイルの浮き等も進行して
おり、落下の危険性があるほか、特に、強風
を伴う雨天時には建具回りからの漏水も多
く、現場の職員及び患者からも苦情が寄せら
れている状況です。本工事にて、外壁タイル
の浮き、クラックを補修、屋上の防水改修、
建具回りのシーリング等を打ち替えること
により、外壁の落下事故や漏水等を未然に防
ぎ、職場環境の改善、患者満足度と施設利用
率の向上を図るものです。

入札参加条件に特段難しい条件を付けて
おらず、市内事業者 3 者の入札参加申込があ
りましたが、1 回目の入札で全者が予定価格
超過となり、2 回目の入札に移行しました。

本件の場合は 2 回目の入札への移行の際
に予定価格を公表しましたが、2 者が辞退
し、応札した小原建設株式会社の入札価格
は、予定価格を超過していました。2 回目の

3 仁木浄水場ほか3.5施設計装機器点検業務（岡崎市仁木町ほか3.1箇町地内）

○落札率が高い要因は何か。

○入札結果が辞退の者と棄権の者がいるが、この違いは。

入札においても落札しない場合、最低入札価格と予定価格の乖離が概ね5%以内の場合は、不落随契に移行することとしております。この不落随契による見積徴取にて、小原建設株式会社が予定価格以下の見積書を提出したため、落札決定に至りました。

落札率に関して、病院の工事においては運営中の作業となるため、病院との調整の手間、リスクの高さから落札率が高くなったと推察されます。

○本案件は、指名競争入札で執行している案件です。予定価格が1千万円を超えておりますので、本来であれば、6者指名の競争入札になりますが、3者の指名になっています。

当該浄水施設の計装機器は、横河電機株式会社により設計・製造された機器であることから、点検を行うためには、当該機器に係る技術的知識が必要となりますので、そのメーカーの維持管理部門を担う代理店である3者を選定したことになります。

代理店同士の競争を期待したものでしたが、結果は1者のみの応札でした。予定価格は3者から見積を徴取し、平均値を採用して積算したもので、事前公表をしておりましたが、あまり競争相手がいないことが想定されているからか、強気の札入れとなったと推察されます。

○札入れの期間中に辞退届を提出した者は辞退の扱いになりますが、入札書、辞退届のいずれも提出しなかった者は、棄権の扱いになります。

本件のような指名競争入札の場合、棄権がすぐに入札参加制限などのペナルティにつながることはありませんが、次回入札を執行する際の指名業者の選定においては、考慮される可能性があります。

○1 者のみの応札でも入札は成立するのか。

○誰が入札に参加するのか、また辞退したかどうかはいつ公表されるのか。

○業者がわざわざ棄権を選択することは考えづらいことだが。

4 漏水調査業務(岡崎市本宿町ほか149 箇町地内)

○参加者が多い要因は何か。

○電子入札の場合、他者が応札するかどうかを入札参加者は把握できませんので、競争性が確保されていると考え入札を成立させています。

電子入札ではなく集合形式による持参入札の場合、札入れ前に1 者の応札となることが分かれば取止めとなります。

○参加者の情報と、辞退等の入札結果については、入札が完了した後に公表されます。

○札入れ、辞退を失念していた可能性があります。

○本業務は、大規模な断水や交通阻害等を未然に防ぐ必要のある、国道1 号、国道248 号、岡崎環状線などの緊急輸送道路や、鉄道を横断する管路187 箇所と、市南東部地域と、額田地域の宮崎地区、合わせて延長546.6 kmを漏水調査するものです。

調査は、人の耳による路面音調や計測機器による相関調査を行うもので、微弱な漏水音を判別する等の高い専門性が必要となります。

入札参加者が多い要因として、業種登録が、上下水道施設管理(上下水道管漏水調査)の「市内」登録業者9 者が、本業務と同種の実績がないため、「市外」登録業者まで範囲を広げたことによると思われます。

入札参加条件については、令和2 年1 月1 日以降の上水道漏水調査業務で、請負金額が2000 万円を超える実績を有していることを付しました。入札参加条件の設定時には13 者は参加できることを確認しておりましたが、それを超える業者が参加されております。

入札参加者数は21 者で、最低制限価格で

5 岡崎市民病院臨床検査室電気設備改修
工事（週休2日）（岡崎市高隆寺町地内）

○参加者数が少ない要因は何か。

○岡崎市民病院に係る入札不調が多い印象があるが、何か対策をしているのか。

6 下水道管渠築造工事（週休2日）（岡崎
市広幡町ほか1箇町地内）

○契約金額が高い要因は。

の応札が18者あり、くじ引きにより落札者を決定しました。

○この工事は、臨床検査室の機器更新に伴い、電気設備を更新する工事です。寺井電気工業株式会社から入札参加申込がありましたが、札入れが行われなかったため、不調となりました。

本件は以前に実施した入札が不調になり、再度公告を行って実施した入札でした。今回の不調を受け、入札の参加申込をしていた寺井電気工業株式会社と、随意契約により契約を行いました。

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号では、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに随意契約によることができると規定されており、こちらを適用した事例になります。

入札参加者が少ないことについて、病院の工事においては運営中の作業となるため、病院との調整の手間、リスクの高さから参加者数が少なくなったと推察されます。

○今現在、具体的な対策は講じていません。必要に応じて状況を精査し、入札参加者の増加などを目的に、業者の積算の手間を減らせるような方策など、改善策を事業担当課と検討したいと考えています。

○この工事は、平成20年8月末豪雨で甚大な被害が発生した、元能見地区の浸水対策工事として、現在施工中の愛宕雨水幹線の下流整備を行うものです。内径1800ミリの管渠を推進工法により延長130メートル布設し、国道248号の八帖北幹線へ接続するものに

なります。

予定価格が4億円を超えており、業種が土木一式工事になりますので、総合評価方式かつ混合入札となります。今回の工事は、通常の下水工事と比べ、難易度が高いため、競争性を確保するため、地区区分を市内、準市内としております。また、施工実績を通常5年のところ、過去20年まで実績を認める形に要件を緩和しております。

こちらは、近年推進工事の案件が少なく、市内業者の実績が少なくなっているため、市内で施工可能なものはなるべく市内で受注してもらい、実績を増やして市内育成を促進することが本市としても望ましいため、要件を過去20年までさかのぼり、発注したものになります。

下水道管の口径が大きな推進工事になりますと、外注になってしまうことから、落札率が高くなったと推察されます。また、工事に使用する資材もひとつひとつが大きいいため単価も高く、マシンの損料も高額となることから、契約金額が高くなったと推察されます。

7 岡崎げんき館照明設備改修工事(岡崎市若宮町地内)

○随意契約の理由は何か。

○この工事は、令和9年までに蛍光灯の製造・輸出入が終了することにより、岡崎げんき館の敷地内のほぼ全ての照明をLED化するものです。

岡崎げんき館はPFI事業契約により、運営しています。施設の維持管理や経常的な修繕は、事業契約に基づき、特別目的会社(SPC)である岡崎げんき館マネジメント株式会社が行うこととしていますが、大規模修繕又は市の責に帰すべき事由による改修等については、市の責任及び費用負担により行うこととしており、これは今回の改修工事においても適用されます。

また、市の責において修繕・改修を行う場

合はその契約の相手方として事業者の構成企業と優先的に交渉することができる旨を確認書において合意しています。

これは、改修工事後の維持管理及び経常修繕は、引続き SPC が行うこととなるため、この工事を SPC 以外の事業者が請け負った場合、施工部分の瑕疵担保責任の所在が不明確となり、維持管理上の著しい不都合が生じることが考えられますので、SPC の構成企業のうち、施設の維持管理を請け負っている大成有楽不動産株式会社を請負業者として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号による「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用した随意契約をおこなったものになります。

これは、諸条件から特定の 1 者に契約相手が限定される場合に適用されるものです。一般的には密接不可分な関連性の高い案件について、同一業者と契約する場合に適用されます。今回は維持管理等において瑕疵担保責任を明確にすることが主な理由となっています。

8 岡崎中央総合公園野球場人工芝張替工事（週休 2 日）（岡崎市高隆寺町地内）

○随意契約の理由は何か。

○本工事は、令和 8 年に開催されるアジア競技大会の会場となる、岡崎中央総合公園野球場の人工芝の張替えを、アジア野球連盟からの改善要望により行うものです。

令和 7 年 9 月に大会組織委員会が現地確認を行ったところ、競技会場とするためには、芝の張替えが必要であることが新たに判明し、令和 8 年 3 月開催予定のアジア競技大会テストイベント及び春の高校野球大会に間に合わせるためには、入札に付す時間的余裕がありません。

契約相手の酒部建設株式会社は、現在当該野球場の建物改修工事を施工中の事業者であり、当該人工芝の張替えに必要な舗装工事の資格も有していることから、本工事との工

9 配水管撤去工事（週休2日）（岡崎市明大寺町ほか2箇町地内） ○随意契約の理由は何か。	程調整、工事ヤードの共有、工事安全対策の面で有利であり、工期短縮、経費節減も可能であるため、2月末までに安全かつ円滑に工事を実施することができる当該業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し随意契約を行うものです。 こちら先ほどの案件と同じく、密接な関連工事に該当しているものになります。 ○本工事は、一級河川乙川に架かる殿橋に添架された配水管を撤去する工事です。 占有条件により非出水期（通常は5月まで）に撤去する必要があり、かつ会計処理上3月末までに工事完了する必要があります。 当該案件では、令和7年9月2日の一般競争入札に付しましたが、入札参加者の失格による入札不調となり、10月15日の再度公告入札においても不調となりました。そのため適正な工期確保を考慮すると、改めて入札を実施することが困難となりました。 入札において最低価格を提示した株式会社三河設備は、入札参加申込に当たって申請された配置予定技術者が、専任要件の不備により失格となりましたが、ヒアリングの結果、社内に条件を満たす技術者を雇用しており、当工事への配置が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行ったものです。こちらは「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当します。
--	---